

サービスを利用するまでの手続きの流れ

65歳以上の方

40歳～64歳の方

介護が必要な状態ですか？

日常生活で介助が必要と感じてきた・困りごとが増えてきた

寝たきり状態や認知症状があり、目が離せない状態です。

例えば…

- ・食事、排泄、移動に介助又は見守りが必要
- ・ひどい物忘れや同じ話をするような認知症状がある。

上記のような状態ではありません。

例えば…

- ・買い物や掃除、洗濯等の家事がおっくう、おそろかになってきた。
- ・閉じこもりがちで、食が細くなり元気がなくなってきた。

運動や体操教室など参加したい、地域の人と交流したい 等

特定疾病がある

要介護・要支援認定

利用できるサービス

- 住宅改修や福祉用具のレンタルなどの介護（介護予防）サービス
- 訪問型サービス（ヘルパー）と通所型サービス（デイサービス）

基本チェックリストの実施

（※ 手続きの詳細は6ページ）

利用できるサービス

- 訪問型サービス（ヘルパー）と通所型サービス（デイサービス）
- 短期集中型介護予防サービス

一般介護予防事業

（さんちゃん健康体操、介護予防教室、セカンドライフ応援ステーション等）

要介護・要支援認定

※要介護認定等の目安は、参考例であり、実際には介護認定審査会において本人の状態を総合的に判断して決定されます。

基本チェックリスト該当者

サービス事業対象者
要支援1～2と同程度の状態

要介護認定等の目安

要支援1
生活機能の一部に若干の低下があり、介護予防サービスを利用すれば改善が見込まれる。

要支援2
生活機能の一部に低下があり、介護予防サービスを利用すれば改善が見込まれる。

認定結果の通知

要支援1・2 要介護1～5

認定

非該当

基本チェックリストの実施ができます。

介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出

サービス事業対象者

一般介護予防事業

さんちゃん健康体操、セカンドライフ応援ステーション等）が利用できます。

サービス利用計画は介護支援専門員（ケアマネジャー）*が無料で作成します。
（自分で作成することも可能）

認定結果の通知

要支援1・2 要介護1～5

*介護支援専門員とは・・・
介護の知識を幅広く持った専門家です。御本人に必要なサービスや社会資源を見立て計画する人です。

サービス利用計画の作成

サービス利用の開始

要介護1

身の回りの世話に見守りや手助けが必要。立ち上がり、歩行等で支えが必要。何らかの認知症状がある。

要介護2

身の回りの世話全般に見守りや手助けが必要。立ち上がり、歩行等で支えが必要。排泄や食事で見守りや手助けが必要。

要介護3

身の回りの世話や立ち上がりが一人ではできない。排泄等で全般的な介助が必要。

要介護4

日常生活を営む機能がかなり低下しており、全般的な介助が必要な場合が多い。問題行動や理解低下あり、立ち上がりや歩行等がほとんどできない。

要介護5

日常生活を営む機能が著しく低下しており、全般的な介助が必要。多くの問題行動や全般的な理解低下もあり、意思の疎通が困難。